

令和6年1月4日 申込スタート

制度の利用をお考えの皆様へ

山形県パートナーシップ宣誓制度



山形県では、すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる山形県の実現を目指し、山形県パートナーシップ宣誓制度を導入します。

パートナーシップ宣誓制度とは

性的マイノリティのカップル（双方又はいずれか一方が下記の①又は②の方であるカップル）が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓するものです。

- ① 性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない方
- ② 性自認（自己の属する性別についての認識）が出生時の性と異なる方

山形県は、お二人が宣誓したことを証明する「山形県パートナーシップ宣誓書受領証（以下「宣誓書受領証」という。）」を交付します。

宣誓をすることができる方

宣誓をすることができる方は、性的マイノリティのカップルであり、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係である2名で、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 双方がともに成年に達していること。
- ② 次のいずれかに該当すること。
 - ・双方又はいずれか一方が県内に住所を有していること。
 - ・双方又はいずれか一方が3箇月以内に県内への転入を予定していること。
- ③ 双方がともに現に婚姻をしていないこと。
- ④ 双方に当該宣誓に係るパートナー以外にパートナー及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- ⑤ 双方が民法に規定する、婚姻できない関係（直系血族若しくは三親等内の傍系血族、直系姻族又は養親子等）にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

宣誓手続きの流れ

1. 宣誓の申込

宣誓を希望する日の7日前までに、電子申請（やまがたe申請）又は電話にて申込を行ってください。

2. パートナーシップ宣誓

＜来庁して行う場合＞

宣誓を予約した日にお二人で県庁（山形市松波）にお越しいただき、必要書類を提出ください。あわせて本人確認を行います。

＜郵送及びオンラインにより行う場合＞

宣誓を予約した日の前日までに、必要書類を郵送してください。

Web会議システム等を用いて、原則オンラインにより本人確認を行います。

3. 宣誓書受領証の交付

必要書類等に不備がない場合は、「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」をお二人に交付します。

宣誓手続きについては、「**山形県パートナーシップ宣誓制度利用の手引き**」をご確認ください。

Q & A

Q1：婚姻（結婚）とパートナーシップ宣誓制度はどう違うのですか？

婚姻は法律行為であり、婚姻の届出を行うことで親族関係が生じ、扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方、本制度は山形県の内部規定である要綱により定める制度であり、婚姻により生じる法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2：プライバシーは守られますか？

宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、県庁における提出書類の受付や本人確認、宣誓書受領証等の交付については、個室スペースで行います。

宣誓書受領証の提示を受けた方へ

宣誓書受領証は、制度を利用する方々が自分たちの関係を示すために使用するものです。

この取組みの趣旨を十分にご理解いただき、本人の意に反して、第三者にその利用に係る情報を暴露すること（アウトティング）や不当な差別的取扱いを行わない等、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

【宣誓書受領証見本】

交付番号

山形県パートナーシップ宣誓書受領証

山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

【本人】 様 【パートナー】 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日

山形県知事 ○○ ○○

見本

問い合わせ先

山形県しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話：023-630-2727

（祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで）

FAX：023-632-8238

メール：ywakamono@pref.yamagata.jp

※本制度についての詳細は、県ホームページを御覧ください。⇒

